



GAP 普及ニュース 第 42 号 (2015.3)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行 : 出版委員会

# GAP 普及ニュース

## 目 次

- 【巻頭言】安倍内閣の農政改革に期待すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 《連載第二回》 消費者向け『農場から届ける食の安全・安心』GAP 講演会・・・・・・・・ 4  
『農産物生産段階でのリスク管理』—農業をずっと続けていくために—
- 2014 年度 GAP シンポジウム (予告)『グローバルな食市場と適正農業規範』・・・・・・・・ 7
- 《国際協力報告》ラオス GAP 指導旅行記 (その 1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2014 年度 GAP セミナー～誌上ダイジェスト～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11  
—21 世紀における農業の現状 (課題) と国際標準としての GLOBALG.A.P. の実践—  
(その 1) GAP は 20 世紀農業の反省に基づいた 21 世紀農業の課題解決策・・・・・・・・ 11  
(その 2) オリンピックの食品調達には国際規格の認証が必要・・・・・・・・ 15
- 株式会社 Citrus の農場経営実践 (連載 15 回) ～第 3 のみかん出荷形態をレポート～・・・・ 19
- 【連載】GAP 指導者養成講座の現場から—GLOBALG.A.P. 認証制度の仕組みは?—・・・・ 20
- 編集後記・・ 23

## 【巻頭言】

### 安倍内閣の農政改革に期待すること

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

常務理事 石谷孝佑

アベノミクス成長戦略の一つである農政改革案の中心テーマになった農協改革案が、規制改革会議の提言に基づいて政府で作成され、これに対して農協の自己改革案が出され、国会でも論議されてきました。農業がこれ以上に衰退していくのか、これから発展軌道に乗り、大きな産業になっていくのかの岐路に立っているように思われます。

日本の農業は、これまで一方的に農業生産額が減り続け、かつてはコメが農産物の中の 8 割も占めていましたが、今では 2 割を切っています。そして、稲作農家の平均年齢が 67 歳近くにもなり、儲からない仕事の代表格になっています。日本人の平均年齢が 45 歳ですから、農業者がいかに高齢化し、限界にきているかが良く判ります。当然、農業には後継者も少なく、条件の悪い中山間地だけでなく、都市近郊の優良地でも耕作放棄が進んでいます。

かつて私の友人が、1980 年代に、『農業生産額が GDP の 3% 以下になると、農業という産業が統計上は「誤差」になりますよ。統計上、産業として存在しなくなりますよ』と忠告してくれまし

たが、今では1%台、農畜水産を合わせても僅か約8兆円にまで減少し、産業としての存在が問われる事態になっています。

農業は「21世紀の花形産業になる」とまだ信じていますが、現実には顕著な衰退産業になっています。なぜこのようになってしまったのでしょうか。

田上理事長がシンポジウムなどで度々話されていますが、EUは1993年に農業の大改革を行いました。穀物の支持価格を約30%引き下げ、環境を大切にする農業に方針を切り変え、税金により農家の所得を直接補償する政策に大転換しました。この改革によってEUの小麦価格はアメリカのシカゴ相場をも下回るようになり、EU産穀物の国際競争力が飛躍的に高まりました。

その後もEUは、それまで政治が手をつけられなかった砂糖や乳製品などについても、価格支持政策から直接支払いへと改革を続けています。合意形成が非常に難しいと予想された多国の集まりのEUですが、農業改革が着実に進んでいるようです。

かつてのEUと同じように、日本にも農産物の価格支持政策があり、それによりコメの高価格が維持されてきましたが、保護政策による高価格体質そのものを改革する必要があることを、EUの取組が教えてくれています。

では、なぜEUでこのような農業の大改革が進み、日本ではそれが今もできていないのでしょうか。なぜEUで環境を守るGAP(適正農業管理)の義務化が実現しているのに、日本では全くできていないのでしょうか。

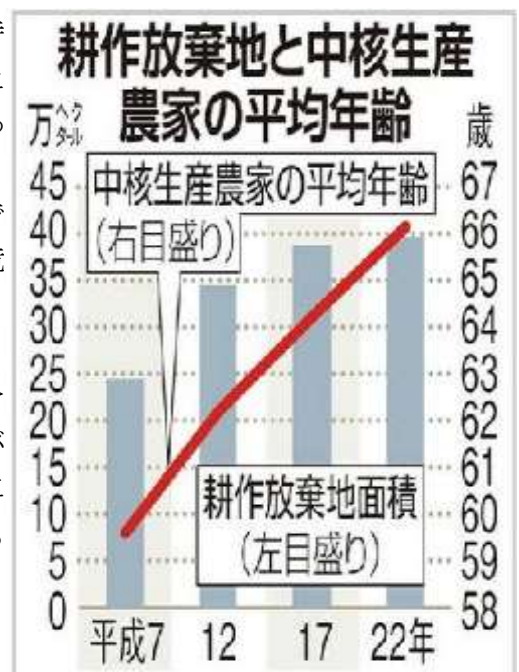
欧州が進めた農家への直接支払いは、「環境に良い農業をした農家に支払われる」ものであり、日本のような単なるバラマキの支払ではありません。EUでは、GAPの義務化に伴う環境支払のクロスコンプライアンス(環境配慮要件)も詳細に決められています。このようにすれば、日本のように、減反によって高い米価を維持する必要もありません。

そもそも減反政策によってコメの価格を維持することは、実際には農家の保護にはなっていませんし、コメの生産に情熱を注ぐ稲作専業農家のコメは全体の4割にも満たず、大部分は兼業農家の生産するコメです。また、コメは農業生産額の2割に満たないまでに減っています。そして、兼業農家は、コメの収入にはそれほど頼っていないのです。知合いの熱心な兼業農家は、「コメ代金は、年一回のボーナスだよ」と言っていました。ボーナスも多いに越したことはありませんが、兼業農家は頼っていないのです。

そもそも減反政策自体、世界的な食糧危機が来るのではないかとされている昨今、「作れるのに、作らない」土地に補助金という国の税金を使うのは、果たして国民のコンセンサスが得られているのでしょうか。この農家への補助金という形で税金を使い、その税金を払っている消費者が、高いコメを買わせられているということになります。

そもそも日本の農業は、一戸当たりの農地が狭いので、基本的に「儲からない」のです。狭い面積でも収入が得られるように、国や地方が補助金を出して農産物の価格維持をすると、海外から安い農産物が入ってきます。スーパーは、スーパー同士の競争から、「1円でも安く」と言って安い農産物をたくさん輸入しています。

そこに、「例外なき関税撤廃」を目指すTPPの問題が入ってきました。関税がなくなれば、高価



格体質のコメは即死するのではないかとされています。打たれ強い兼業農家までもが、大半はコメ作りをやめてしまうのではないかとされています。

ところが最近、コメの価格が暴落しています。これまで、減反政策により水田転作が奨励され、生産調整により更なるコメの価格低下を防いできましたが、それなのに去年はコメが余って、最近では価格が驚くほど安くなっており、5キロ 1000 円の国産米までスーパーで売られるようになっています。今年は、更に安くなるだろうとされていますし、このままでは、TPP を待つまでもなく、コメ作りをやめる稲作農家がたくさん出るのではないかと心配されています。

この原因は、補助金を出してもコメの生産調整ができなくなっているということでしょう。そして、このところ続いた豊作により無理な出荷調整で在庫が積みあがり、そのツケが今来ているということのようです。

そこで、貴重な稲作のスキルを持った農家をこれ以上潰さないためにも、また、すでに悪化している農業環境を元の健全な状態に戻すためにも、農家への補助金を「本物の環境支払」に転換し、戸別保障によりコメ作りを続けられるようにする必要があります。返す刀で、欧州のように農場認証基準を設けて、「環境を守っていない農家・地域からの農産物には直接支払いをしない」、「環境保護と安全性を守っていない国からの農産物は間接的な輸入制限をする」、ということです。このようにすれば、国内の稲作農家を守ることができ、食糧自給率も飛躍的に向上し、食糧危機に備えた食糧安全保障にもつながります。

日本には、残念ながらまだ国の定めた GAP 規範 (Code of Good Agricultural Practice) がありません。「GAP 規範がなく、農場認証だけ作る」ということは、「憲法がなく、法律だけ作る」というような状態になります。GLOBALG.A.P.は、欧州の GAP 規範 (CoGAP: 冷涼半乾燥の畑作と牧畜中心の農業のための規範) を順守することを前提にして、食品安全を中心にした様々な農場認証を運用していますが、「温暖湿潤の稲心と施設野菜中心の農業」を行っている日本の農場認証は、何を憲法 (GAP 規範) にすればよいのでしょうか。農家が一つ一つの法律を見ないといけないのでしょうか。

日本は、2020 年までに「農産物・食品の輸出一兆円」を目指していますが、補助金付きの輸出振興は長続きしませんし、輸出量が多くなれば、それ相応の国際的な農場認証が求められます。GLOBALG.A.P.は欧州の GAP 規範の義務化を前提にしていますが、「アジアではアジアの CoGAP を使って貰えばよい」とのことです。

安倍政権には、このチャンスに農業政策の大転換を図って貰い、環境保全を中心に据えた本物の日本版「GAP 規範」を作成し、GAP (適正農業管理) に取り組んで貰いたいと思います。その時には、GLOBALG.A.P.のような国際的な農場認証が必要になります。アセアンは GLOBALG.A.P.を元に計画・開発された ASEANGAP で既に統一されています。日本も国際的な農場認証を推進し、そして、TPP に加盟した後は、日本農業を飛躍的に強くできるでしょう。今が千載一遇のチャンスではないかと思っています。こうなれば、日本の農業がかつての力強い姿を取り戻し、「21 世紀の花形産業になる」のではないかと、良い夢をさらに見続けることができます。

### 日本農業の危機的状況



## 《連載2》 消費者向け『農場から届ける食の安全・安心』GAP講演会

### 『農産物生産段階でのリスク管理』—農業をずっと続けていくために—

《長崎県が、佐世保と長崎で開催（2013年11月）した「食品の安全・安心リスクコミュニケーション」で講演した『農産物の生産段階でのリスク管理』の講演内容を連載します》

株式会社AGIC（エイジック）  
代表取締役 田上隆一

作物の栄養素として使われる「窒素」は、その形態が様々に変化しますが、アンモニアでいるときには揮発し、大気汚染につながります。また、水田の土壌粒子に吸着していれば、代掻き後の濁水とともに河川に流れ出します。乾いた畑の中で硝酸態窒素に変化すれば、土壌中で雨水などに溶けて地下水を汚染します。考えてみたら、生産性の向上によって私達に幸せをもたらした化学肥料が、環境汚染という形では私達の不幸につながりかねないということです。

具体的に見ていきますと、例えば、私の住む茨城県の霞ヶ浦という湖は、最近では窒素とリンが多すぎる「富栄養化」で知られていますが、その水を筑波山に連なる小高い場所に調整池を作ってポンプアップし、学校のプール約1,000個分の水を貯めることが出来るようにいなくなっています。私の町では、その水を飲料水にも農業用水にも使っています。小貝川を横切る導水管は直径2.2メートル、長さ300メートルのパイプ2本で農業用水と都市用水を運んでいます。

なぜそのようにするかというと、水利権がないからです。栃木県や群馬県、福島県などの、茨城県の河川の上流地域は水に恵まれているのですが、茨城県は平地が多くて山が少なく、耕地に供給する十分な水が蓄えられないのです。

水利権というのはお金で買えるとは限りません。上流からの水が湖に入って、溜まったものを、今私たちは農業や飲用に使用しているのです。

ところが、その水が窒素やリンで酷く汚れてしまっているのです。霞ヶ浦の水の窒素成分の原因の43.7%は農業が原因であると発表されています。一般的には工業排水や生活排水で汚染が進むものと思われがちですが、農業由来の汚染の方が遥かに多いのです。畑に投入された窒素成分には地下に浸透するものもあります。植物が吸収しなかった窒素成分は土壌中で形態が変化して硝酸態窒素になり、雨が降ったときにそれが溶けて地下に浸透します。地下には、私達が想像する以上に水が流れているのですが、その地下水が硝酸塩で汚染されるのです。

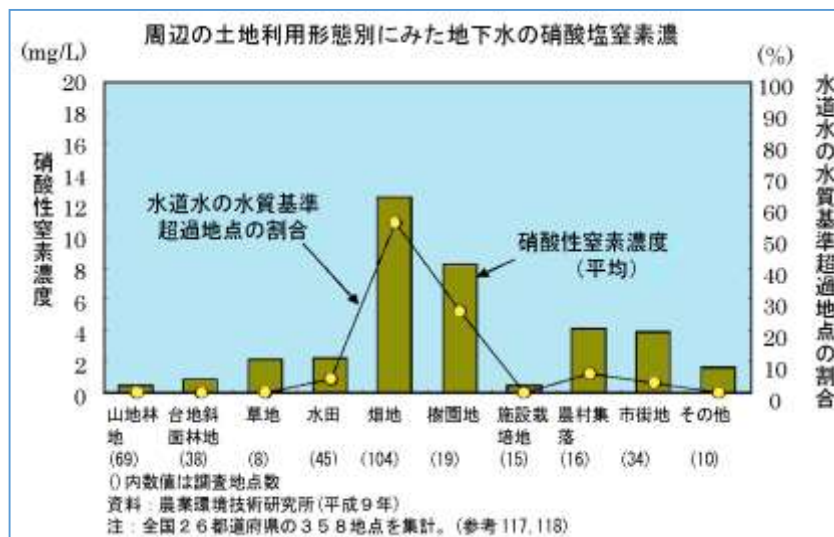
汚染の実態はどうかと、地目別に調査した結果では、次頁の図のように、畑の約6割以上が水道水としての基準値をオーバーしていました。樹園地とは、ミカンやリンゴなどの果樹園のことで、5割近くが基準値をオーバーしているということです。農村集落や市街地などの生活排水などによる汚染よりも遥かに高いということを考えますと、広々として自然で美しい、良い空気で清々しい自然だと思っていた農業地帯の地下が、このように汚染された状態であるということが驚きです。

水田の地下水が他のどの地目よりも少ないのは、水を張った田んぼでは、窒素成分はアンモニア態で存在していて、溶脱せずに土壌の粒子にくっついているからで、地下水を汚染することが殆どないのです。その代わりに、皆さんはご覧になったことはあるでしょうか、例えば田んぼは、田植えの前に代掻きをしますね。代掻きではある程度の水が必要ですが、田植えをする際には機



械作業の都合上、水は少ないほうが良いのです。そのため、田植えの直前に余分な水を排水することがあるのですが、その時には黒く濁った水が流れていきます。当然、土壌と一緒に肥料成分も流れ出てしまいます。これを防ぐために、最近では、浅水の代掻き、深水の田植えができる農業機械が普及しています。

土壌流亡に関しては、「沖縄の海岸が真っ赤になっている、赤土が流れてサンゴ礁が破壊される」という航空写真をご覧になったことがあるかもしれませんが、土壌流亡は、自然資源保護の観点から大きな問題になっています。沖縄の場合の多くは水田ではなく、畦（あぜ）による対策が取りにくい「畑地」からの流出ですが、海に直結しているところが多いため、土壌流亡による海岸の汚染が深刻です。



このことは分かっているのですが、あまり問題にされてきませんでした。日本は雨が多いため水が豊富で、上水道を地下水に頼っている地域が少ないということもあるのかもしれませんが、ところが、長野県の新聞にこんな記事が出ていました。ダムの建設の計画が中止になったため、地下水を上水道に利用しようと、その水質を調査したところ、硝酸態窒素の量が多くて飲めないことが分かりました。これではいけないと、その市役所の市長は農協などに「農家の皆さん、肥料を少なくして下さい。養豚農家の方は、家畜糞尿を流さないで下さい」というお願いをしたそうです。なぜなら、その地域の地下水の硝酸汚染の6割から7割は化学肥料が原因で、3割から4割が畜産糞尿に由来しているという調査結果であることが分かったからです。北アルプスの東側の山麓にあって風光明媚で知られた安曇野市で、環境汚染とは無縁と思われたところですから驚きでした。

地下水の硝酸塩による汚染は、今になって驚くことではありません。既に岐阜県の各務原市においては、1970年代に同じ問題が起こっています。住宅団地の造成で、大量の水道水が必要となり、地下水を上水道の水源にしようと市役所が取り組んだところ、とても飲める状態ではないことが判りました。水道法によれば、硝酸態窒素（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）は、水1リットル中に10mg以上あってはならないという基準になっています。これが飲料水の要件なのです。ところが測ったら30mg近くあったので、これが大問題になりました。詳しい調査の結果、大きな原因は、この地域がエンジンの産地で、一般に10アールあたり30kgの肥料を投入していたことなどがその原因と考えられました。

その後の研究で、肥料の投入量を12kgに減らす実験をしたところ、収量は変わらず、汚染が減ってきたということでした。原因がわかれば、汚染を解消するためには、その原因を元から断つことが必要です。全ての農家の皆さんに協力を求めて、肥料を減らした栽培方法を続けた結果、10数年経って、30mg近くあった硝酸態窒素の値が、15~20mg程度になったということです。

これらのことから、農業についていろいろ学ぶことができます。「このエンジンは安全です」

と言っても、そのエンジンの生産過程で環境が汚染されたら、それは「暮らしの安心にはならない」こと、まして「水が危ない」国は持続不可能な国です。これまでどおりの良い農業－生産性を上げる農業－を、ただ真面目にやっていたら良いということではないことを理解しなければなりません。私達は地球の全ての環境と関わって生きています。ですから、環境負荷を低減した農業、循環型の農業、持続的な農業が求められているのです。

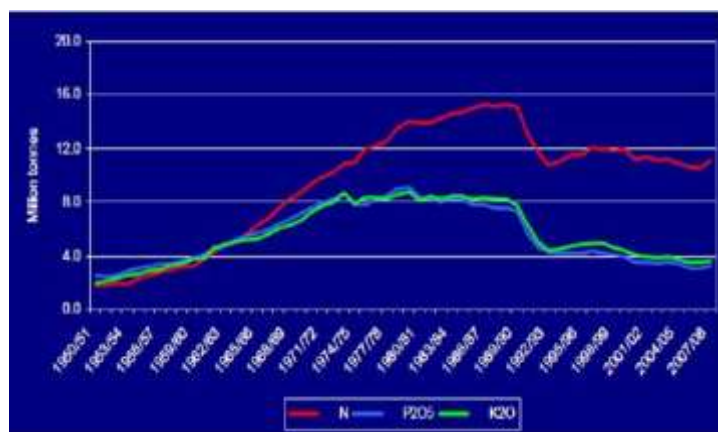
こういう問題に関して、科学者も分かっていたし、政治・行政側も分かっていたはずですが、ですから、早くから「持続可能な農業」が称えられ、「エコファーマー」の制度や「特別栽培農産物」の制度などが作られ、有機農業を志す産地や農業生産者も増えてきたのです。しかし、環境保全を実現するための社会システムや経済体制をバランスよく整えることが出来ずに、日本では未だに持続可能な農業は「非常に困難な課題」と考えられています。

社会的・経済的な対策を整えて持続可能な農業を推進することに関しては、ヨーロッパが早くから取り組み始めました。1985年頃から、特にEUでは1990年代に、積極的な農業政策として、「農家の皆さん、環境保全に努めて下さい」ということを重大な農業政策として実施してきました。その際の説明では、「圃場は面汚染源である」と言っています。そして「その累積した影響は甚大である」と欧州のGAP規範で説明しています。

環境問題の本を開いてみますと、環境汚染の原因になるもの、例えば化学物質や重金属、放射性物質、家畜糞尿の窒素成分などの物質が、環境中に流れ出す場所を汚染源といい、それが一定の場所に限られていれば「点汚染源」と言います。その場合は、工場施設などの排水口や、煤煙の出口である煙突などを抑えて浄化できれば環境は守られます。しかし、作物を栽培する圃場は広い範囲に亘っていて、そこにたくさんの肥料や様々な化学物質が投入されて、辺り一面に広がっていますので、これを「面汚染源」と表現します。作物にとっての栄養成分や病気に対する薬剤は圃場一面に広がっている状態ですから、それらの物質が一定の水準を超えると人間にとって有害な効果をもたらすこととなります。少しずつであっても圧倒的に広い面積に広がっている物質は除染のしようがありません。ですから、できるだけ使用量を減らす以外にないのです。ここにこそ農業における最大の環境問題があるのです。

ヨーロッパ、特にイギリスでは、流れている川のうちの約7割は硝酸塩で汚染されているといわれ、その約6割は農業が原因だと分かっています。そのことを社会的に明らかにし、「生産者が理解した上で適切な農業に取り組むべきです」と、英国のGAP規範では解説しています。その結果どうなったかをEU全体の右の図で見えます。

今EUに加盟している28カ国のうちの27カ国が1950年から2007年までに使用した化学肥料の3要素（窒素、リン酸、カリ）の量の推移です。1970年代になって、ここから赤い線、窒素だけがぐんと伸びてい



**COMMISSION STAFF**  
**WORKING DOCUMENT** on implementation of Council Directive 91/676/EEC concerning the protection of waters against pollution caused by nitrates from agricultural sources based on Member State reports for the period 2004-2007, (2010)

る。これは日本でも同じような傾向なのですが、1970年頃になると国内の需要が満たされてきたのです。そうすると、工業立国を選んだ日本は別ですが、余剰農産物は輸出に向けられ量産体制になりますから、窒素の使用量がどんどん伸びてきたということがあります。その結果、農業が原因の環境汚染が目立ってきて、日本でもそうですが、世界的にさまざまな対策が考えられ始まったのです。1980年代には、先進諸国では環境保全型農業が称えられ、生産者に肥料を減らす呼びかけがされたのです。しかし、農家にとって実害は見えにくい上に、「肥料を減らしたら収量が減って収入が減る」という問題が解決できないのです。

そこでEUは1991年に「硝酸指令」という厳しい法律を制定しました。いわば「窒素撒き過ぎ禁止令」です。草地で10アールあたり17kg以上の家畜糞尿スラリーを散布してはいけないとか、作物が吸収しない冬の間には肥料を撒いてはいけない、また、取り扱いや保管の制限など非常に厳しい規制が設けられました。同時に化学農薬を規制する「作物保護指令」も制定して農業の規制をしています。これらの順守によって、環境負荷をかけない農業に転換するためにEUは、農業補助金政策を抜本的に見直しました。これまでの「農産物価格支持政策」から「農業環境政策」に大きく舵を切ったのです。

補助金や罰金（過料）に関わりますから、GAP規範の順守は厳しく査察されます。そのために生産者は、農業の計画と実施の厳密性が問われます。例えば栽培するニンジンが標準的に12Kgの肥料を吸収する場合に、12kgの肥料を投入してはいけないのです。土壌中には草や作物の残渣などが窒素成分に変換したものが存在しています。その上に土づくりのために家畜ふん堆肥を投入すれば、そこにも多くの肥料成分特に窒素が存在しています。これらのすべての量を検査・分析して、それらが12kgに満たなければ、その不足分が肥料として投入できる量ということになります。すでに多すぎる場合には、栽培を中止して栄養成分を吸収するための植物ークリーニングクローパーを栽培しなさい、と非常に厳しい法律なのです。このような科学的な根拠を元に農業を実践することが適切な農業つまりGAPです。

その結果、5年間でいっきに使用量が減りました。化学肥料の使用量が半減し、それでヨーロッパの農業生産性がひどく下がったかということ、そうはなっていません。EUでは農産物の輸出国が多いし、オランダの施設園芸は世界ナンバー1といわれています。量的にだけではなくて質的なものとしてもね。このように、農業のあるべき姿（GAP規範）を示して、それを実施する政策がとられれば、問題を解決できるということが、このことで証明できると思います。

---

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 2014 年度 GAP シンポジウム

## 『グローバルな食市場と適正農業規範』

《3月12日(木)～13日(金)》

開催の背景

ASEAN 加盟国であるインドネシアは、日本からの農産物の輸出申請に対して、国際標準の農場認証の取得を条件にしてきました。そのため静岡県温室農協では、昨年、袋井市のクラウンメロン支所が GLOBALG.A.P.認証を取得して輸出を開始しました。

農畜水産物と食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円規模へ拡大することを目標にしている農林水産省は、具体的な輸出環境の整備対策として、全国の生産地への GLOBALG.A.P.等、国際標準の認証取得の支援を掲げています。

2012 年のロンドンオリンピック以降、「サステナビリティ（持続可能性）とレガシー（後世に残すもの）」が大会開催の重要課題となり、食材等の調達基準として国際標準認証の取得が求められる流れになりました。ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会は、「フードビジョン」を策定し、これに従って国際標準の農場認証取得を条件にしました。そこで承認された GAP 農場認証制度は「①Red Tractor Assured」、「②LEAF Marque certified」、「③GLOBALG.A.P.認証とその同等性認証基準」です。水産物では、持続的な漁業として認証された「④MSC」と「⑤ASC」のエコラベルが条件になりました。

日本の東京オリンピック・パラリンピック招致委員会の立候補ファイルでは、ロンドン大会に学んで「サステナビリティ（持続可能性）の国際規格に取り組む」と述べています。

これからの 5 年間は、国産農畜水産物の生産体制を国際標準に合わせるための正念場になります。

## 開催概要

日 時：2015 年 3 月 12 日(木)午前 12 時 40 分～午後 5 時、13 日(金)午前 9 時半～午後 3 時半

会 場：文部科学省 研究交流センター（茨城県つくば市）

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会、東京大学・生命科学科生態調和農学機構

共 催：特定非営利活動法人水産衛生管理システム協会、GLOBALG.A.P.協議会

後 援：農林水産省

事務局：一般社団法人日本生産者 GAP 協会 教育・広報委員会、株式会社 AGIC 大会事務局

参加費（資料代）：主催団体・共催団体会員：¥10,000、一般：¥15,000、学生： ¥2,000

対象者：農業試験研究者、農業普及関係者、大学・大学校、農業高校、農業生産者、農業法人、農協、出荷組合、産直団体、農林行政機関、卸売市場、卸売会社、農産加工会社、農産物流通・小売企業、外食企業、消費者、調査・検査・認証機関、研究機関、その他

## プログラム

3 月 12 日 12:40～17:00

### 食市場のグローバル化と農畜水産物認証の動向

#### ◆我が国における農業生産工程管理（GAP）の取組及び推進施策

農林水産省生産局農産部技術普及課：GLOBALG.A.P.の運用改善及び輸出用 GAP の策定など

#### ◆グローバル化する食市場を俯瞰する①ー米国・食品安全強化法最新動向と日本の対応ー

寺原正紘氏（寺原事務所代表）：環境・品質・食品安全等の国際基準について

#### ◆グローバル化する食市場を俯瞰する②ーサステナビリティと日本の水産業ー

浅川知廣氏（米国大使館商務部水産専門官）：アメリカ産水産物の輸出促進の専門家の講演

#### ◆第一次生産物の国際認証と日本の産地の対応

田上隆一（日本生産者 GAP 協会）：グローバル食市場で日本の産地が今現場でなすべきこと



3月13日 9:30~15:30

## 輸出拡大とオリンピックで求められる持続可能な農畜水産業と国際認証

### ◆台湾を拠点にした日本の農水産物輸出

王 清要氏（台北駐日経済文化代表処経済部副参事官）：日本から台湾を通じた食品輸出の要点

### ◆日本の良品を世界へ —マスクメロンのアジア輸出を中心に—

中野 眞氏（株式会社MJK ジャパン顧問）：静岡クラウンメロンのインドネシア輸出を成功に導いた実績をもとに日本からASEANへの輸出具体策について

### ◆GFSIとGLOBALG.A.P 認証

今瀧博文氏（GLOBALG.A.P 協議会）：「GLOBALG.A.P 認証」の意義と日本の対応について

### ◆ロンドン大会から学ぶサステナビリティ（持続可能性）とフードビジョン（食品提供）

石田 寛氏（CRT日本委員会 専務理事 事務局長）：東京大会が踏襲すべきロンドンの枠組み

### ◆オリンピックとハラール —イスラームの人々が食べてよい物と悪い物—

林 英一氏（林技術士事務所代表 E&H-i）：東京オリンピックでも求められる「食」の国際基準「ハラール認証」

### ◆今からでも間に合う東京オリンピックの国産食材の調達戦略と国際認証対策

田上隆一（日本生産者GAP協会）：今からでも間に合うオリンピック用食材の供給戦略

### ◆パネルディスカッション パネラー：13日の講演者全員

事務局へのお問い合わせメール：[mj@fagap.or.jp](mailto:mj@fagap.or.jp)

参加申し込みはホームページからできます。

<http://fagap.or.jp/seminarsymposium/sym201502/index.html>

## 《国際協力報告》 ラオスGAP指導旅行記（その1）

一般社団法人日本生産者GAP協会  
理事・事務局長 田上隆多

### いきなり番外編！？ タイのスーパーマーケット

GAP普及ニュース第41号「《国際協力報告》ASEANGAPに沿ったLaoGAP認証の推進」にてご紹介しましたように、筆者は2014年12月1日から14日の14日間、JICAの国際協力プロジェクトとしてラオスのGAP指導を行ってきました。

本連載では、滞在期間中に訪れた産地のありのままの姿をお伝えしていきます。ここでいきなりですが「番外編」として隣国タイへ訪問した際の様子をお伝えします

実は、ラオスに到着した翌日が祭日であったため、メイン業務に当たることができなかったため、越境してタイ北部の町「ウドンタニ」にあるスーパーマーケットの生鮮物売場を視察した時の様子をお伝えします。



ラオス・タイ国境

## ロイヤルプロジェクト・ショップ



ロイヤルプロジェクト・ショップ

初めに、ショッピングモールの「セントラルプラザ・ウドンタニ」の中にある「ロイヤルプロジェクト・ショップ」を訪問しました。ロイヤルプロジェクトとは、現プミポン国王が、タイ北部の農民たちが生活のために、アヘンの原料となるケシの花を違法に栽培していることに心を痛め、農民の自立を支援するために始められたプロジェクトです。ショップ内には、農産物をはじめ、コーヒーやお茶などの農産加工品、石鹸などの日用品などが所狭しと並んでいました。



王室紋章に因んだマークがついたロイヤルプロジェクトの商品。GAP、GMP、HACCPなどの表記がある。オーガニック商品もある。



お店の商品には王室の紋章に因んだマークが付いていて風格があります。農産物のほとんどの商品には、GAP、GMP、HACCPの表記があります。オーガニックの商品にも同じくGAP、GMP、HACCPの表記がありました。

## スーパーマーケット・TOPS

次に訪れたのが、同じモール内にあるスーパーマーケットのTOPSです。TOPSは、自社の食品安全基準として、取り扱う商品はGMPとHACCPの認証に合致することとしており、プライベートブランドとして「MyChoice」（マイチョイス）を展開しています。

パッケージされた商品には、「GMP Certified」、「HACCP Certified」、「ISO 9001:2008 Certified」と表記された商品が多数ありました。また、ほとんどの生鮮品には「Qマーク」が表記されています。Qマークは、タイ政府による「Q-GAP」認証のマークです。TOPSの中にも、ロイヤルプロジェクトの商品コーナーがあり、生鮮品コーナーの半分近くを占めており、この店舗で扱う生鮮食品のほとんどがGAP、GMP、HACCPに関連しており、それらの認証を得ている商品であることが分かりました。



(左)TOPS 店舗入口



(右)生鮮品コーナー



MyChoice の商品。Q マークの他に、HACCP、GMP、ISO9001 などの認証マークの表記がある。

## ディスカウントストア・Makro

最後に、ディスカウントスーパーのMakroを訪れました。いかにもディスカウントストアというような広大な敷地に、正に倉庫のような店内は、日本人でも馴染みがあると思います。買い物客は、大きなカートを押して日用品や食品を大量に買い付けていきます。

店の一番奥には、農産物、魚介類、精肉のそれぞれの生鮮品コーナーがありました。農産物のコーナーは、一般のスーパーマーケットとあまり変わりありませんが、果物などは山積みになっていて、大量に売られていました。ここでも、Qマークの付いた商品が多くみられました。山積みになっているパイナップルにもQマークがありました。



広々とした店内



パイナップル



農産物コーナー

これまで述べてきました様子は、タイの農産物流通の現場を包括するものではありませんが、特別に高級店を訪れたわけでもなく、タイでの日常的な買物風景の一部と言えると思います。このような中で、数多くのGAP関連商品やGMP関連商品を手にとることができました。

GLOBALG.A.P.認証のように最終商品への表示への議論は様々な考え方がありますが、今回は、ロイヤルプロジェクトにしても、Q-GAPにしても、国をあげてその国の農業の発展、農村の安定、国民の健康を願って行動していると感じました。

ちなみに、タイのQ-GAPは、タイの農家の80%以上が取得していると聞いています。このQ-GAPは、既にASEANGAPの安全性モジュールについて同等性を取得しています。そもそも、このASEANGAPは、GLOBALG.A.P.を基に設計・開発されたものですので、日本がタイに（アセアン加盟国に）農産物を輸出する場合には、最低レベルの国際的な農場認証のGLOBALG.A.P.が求められるものと考えられます。

また、タイでは、かつて多くの農場が農産物輸出のためにGLOBALG.A.P.認証を取得していましたが、最近の輸出農産物には、GLOBALG.A.P.よりレベルの高い、有名スーパーの農場認証や有機農産物認証に移行していると聞きました。タイは、欧米に対する農産物輸出に力を入れているようです。

## ●2014年度 GAP セミナー「GLOBALG.A.P.認証の学習と実践」

### ～誌上ダイジェスト～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会  
理事長 田上隆一

### ー21世紀における農業の現状（課題）と国際標準としてのGLOBALG.A.P.の実践ー （その1）GAPは20世紀農業の反省に基づいた21世紀農業の課題解決策

はじめに、GAPの意味を整理します。

## 1. 「悪い農業だから良い農業にする」

これから先ず GAP の現状と課題についてお話をするのですが、GAP の前提として、「規範」と「基準」ということについて考えてみたいと思います。私はこのように思っています。

GAP は「自然環境と資源を保護し、農業と経済が持続できるようにしながら、汚染を引き起こす危険性を最小限に抑える行為」であるということです。

GAP の「P」は Practice、すなわち「行為」ですから、実践、作業、技術、習慣などの意味もあります。GAP の実践や技術とは、農業由来の汚染を認識すること、具体的には環境汚染、食品汚染、労働危害など、こういった汚染や危害について認識することから始まり、それぞれの汚染の原因とその結果を理解すること、そして予防原則に立って、それらのリスクに対してあらかじめ対策をすること、その実践が GAP の意味です。

問われている「適切な農業の行為」という GAP には、そのための管理技術が必要になります。しかも、21 世紀に問われている GAP は普遍的な課題です。さらにグローバル化して、人の動きも商品の流通でも、国境がなくなった社会においては、GAP という概念に対してもグローバル・スタンダード（国際標準）が求められることになります。

国際標準とは、世界各国が共通する技術に関する思想に裏づけられた普遍的な概念です。農業の適切な行為のあるべき姿を具体的に表記した国際規格が「GAP 規範：Code of Good Agricultural Practice」であり、そして農業に関する「行為」が規範に準拠しているかどうかを評価するための規格が「GAP 基準（チェックリスト）」というものです。

これは、全ての生産者が理解しなければならないことです。GAP は、強要されたり、強制されたりしては意味のないものになってしまいます。自らの「行為」は、自らが納得して行うものです。どんなに難しいことでも、反対にごく簡単なことであっても、「なるほどそういうことなのか」と了解できなければ、GAP（適切な農業管理）にはなりません。そして、何でもそうだと思いますが、了解し、納得するためには、事柄の意味やその理由、あるいはそこに至った背景などを理解することが必要になるものです。背景となる概念、その思想や理念などは時代とともに変わることもあるでしょうから、歴史的な経過も知っておくことが必要になります。現状を読む場合、そこに至った経緯も含めて読み取る、そういうことをしないと答えが出せないものです。

さて、日本の GAP 普及は、農業普及指導員（普及員）の皆さんが、農家からの「一銭にもならないのに GAP なのか」というような問いに対して、「答えが出せません」というのが現状のようですので、都道府県の普及員を対象にして実施している「GAP 指導者養成講座」では、「GH 評価システム」（グリーンハーベスター評価システム）による GAP 教育で「GAP の前提条件」を明らかにしています。まずは、普及員が得心してから GAP の指導に当たろうということです。

GAP 教育の前提で話すことは、『今、「なぜ GAP（良い農業）と言われるのか」という問いに対して、この答えは、「今の農業は BAP（悪い農業）だから」ということです』。やっている農業に、問題がなければ、「改善しろ」とは言われたいでしょう。

農産物に、農作業に「安全・安心」が求められている今日、「持続可能な社会」を構築し、それを維持することが 21 世紀の目標です。これについて農業の分野で考える「GAP は 21 世紀農業の課題の解決策」であるという視点で見えます。

## 2. 人と環境に優しい農業は、21 世紀農業の課題

持続可能な発展、持続可能な社会を作っていくというのは世界の願いです。農林水産省も GAP



の目的に上げていますように、「食品安全、環境保全、労働衛生」を担保すること、つまり、フードセーフティ（食品安全）とサステナビリティ（持続可能）という課題が出てきています。それに、グローバル社会であるが故の、取引上の食品安全、さらにはフードディフェンス（食品防御）などもあるということで、大きな枠組みとすれば、「持続可能な発展、つまり将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今の私達の幸せを満たすためには、どうすれば良いのだろうか」ということです。それは世界共通の目標となっており、単に掛け声だけではなくて、「環境、経済、社会」のバランスを考慮して、この目標を実現していく必要があるのです。

「持続可能な社会」の定義は、今度のオリンピックが開かれるリオ・デジャネイロで 1992 年に開催された「地球サミット」で確認をされています。この頃から世界中で環境汚染や資源の枯渇、農業由来の汚染問題などが注目されるようになりました。EU（欧州連合）のマーストリヒト条約でも「持続可能な発展」に取り組んでいますし、日本では 1993 年に環境基本法が出来ています。環境立国と言ったのもこの時でありますし、この環境基本法を前提として「食糧・農業・農村基本法」も作られました。

### 3. GAP は欧州で生まれた持続可能な農業政策

こういう背景を意識して GAP を見てみますと、EU では具体的な農業規制として 1991 年に硝酸指令、作物保護指令が制定されています。平たく言えば「窒素撒き過ぎ禁止令」や、農家を対象にした「農薬取締法」などが罰則付きで厳しく出されてきたのです。

そしてちょうどその頃、ガットウルグアイランドの貿易交渉が暗礁に乗り上げたような格好でしたが、EU の農業政策が、「農産物価格支持政策」ではなく、「農業環境政策」に転換したのです。農地の面積や農産物の生産高で補助金を支払うというようなことではなく、「持続可能な農業、環境保全型農業のために努力している」という条件で補助金を支払う政策が 1992 年に出来上がり、これにより 1993 年に貿易交渉が妥結したといわれています。

1999 年 3 月に欧州理事会で採択されたアジェンダ 2000 に向けて価値観が転換され、2003 年の EU 共通農業政策では、デカップリングという概念が明確に打ち出され、そして 2005 年からはクロスコンプライアンスとして GAP（GAP 規範の順守）が義務化されたのです。

クロスコンプライアンス政策では、結局、環境汚染につながる不適切な農業には補助金が支払われません。そういうことになると、「GAP 規範、Code of Good Agricultural Practice」と言って、例えばイングランドとかスコットランドとかの政府が作った「農業のあるべき姿」である GAP 規範が守られているかどうかを確認するため、農家の農業管理が査察の対象となり、環境保全の要件、公衆衛生の要件が守られていることが補助金のシングルペイメント（戸別所得補償）の条件になったのです。

当然、EU 市民の税金から支払われるわけですから、その査察は国家によって厳しく行われ、加盟各国が適切に査察しているかどうかを EU が監督しているということです。

### 4. GAP は戦後農政の 180 度大転換

この同じ時期に日本はどうかというと、環境基本法が出来て、「化学農薬、化学肥料の節減をする」とか、「家畜糞尿の適切な管理を行う」とか、「農村周辺の生態系を守ろう」とかということが言われるようになりました。そして 2000 年に「食糧・農業・農村基本法」が制定され、閣議では、「これまでの農業政策を、環境保全を重視したものに転換する」と決定しています。何からの転換かと

いいますと、これまでの「農業基本法」からの転換なのです。1960年の農業基本法は、農家の所得を上げるために農業近代化を図って生産性を向上させることと、零細な農業経営体からの構造改革を目指すという2つの柱で動き出した戦後農政の農業の基本となる法律でしたが、それを大きく転換するということでした。

生産至上主義から、環境保全主義に変えというのは、180度の大転換であったと言っていいと思います。これらが元になって2005年には「環境と調和のとれた農業生産活動規範」が策定され、日本式農業補助金と絡めてクロスコンプライアンスなどという言葉で語られたこともありました。そして2010年には、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」作られました。概ねこのような流れだったと思います。

## 5. GAPは21世紀農業の課題

時代を整理してみますと、第二次大戦後に右方上がりになってきた日本経済とその時代の農業と生活は、10年ぐらいの刻みで幾つかの時代を表す特徴が出てきたと思います。まず初めに、とにかく物不足の時代に期待された農業は「量の確保」でした。しかし、生産性向上を最大の目標とした「農業基本法」制定（1961）後は、10年経たずに減反政策（1969）、つまり生産過剰による生産制限の政策へと突入しました。

生産性向上の効果が充分以上となり、輸出をしないとすれば、国内市場で農業が生き残るためには「質への転換」に向かうということです。加工食品や冷凍食品が一般化し、1980年代はグルメ時代と呼ばれるほどの好景気もあって、消費者は農産物に品質を求めるようになったのです。農業技術としては、化学肥料、化学農薬を使った更に高度な近代農業が推奨されました。

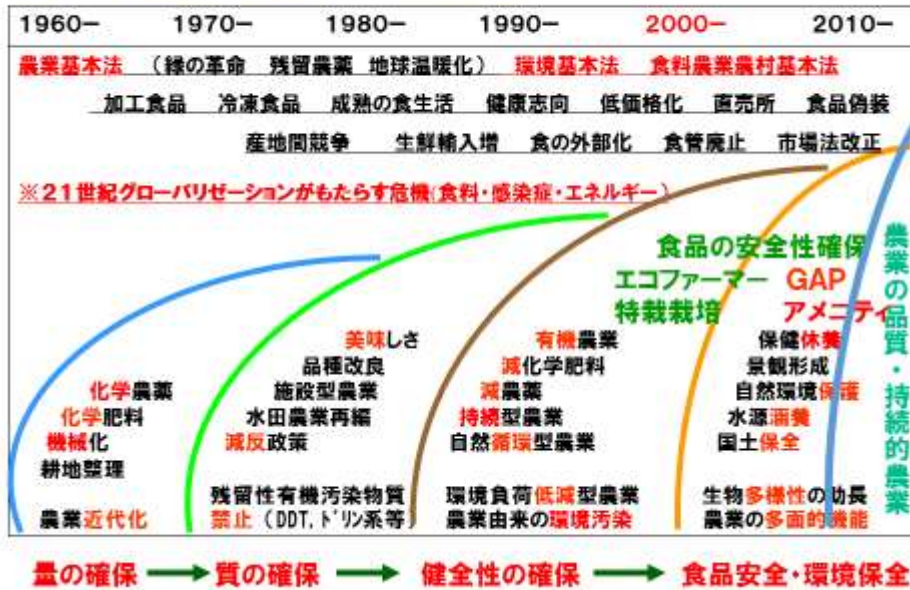
しかし、この頃、すでに残留性有機汚染物質、今 POPs と呼ばれていますが、日本でも禁止になり、世界的にも環境中への農薬の残留が問題になりました。1980年代半ばというのは日本でもそうですが、農業由来の環境汚染が懸念されるようになり、農業による水質汚染、土壌汚染、大気汚染などが確認されています。

その後1990年代に入り、生活習慣病の増加も相まって、安全性と環境に配慮した「減農薬、減化学肥料が合言葉」になってきました。ただし、この頃は「化学物質を減らすことが食品安全」と言われ、そういう風潮は未だに続いているような気がします。

2000年になると、食も環境も複雑になりました。グローバリゼーション（国際化）がもたらす危機、食糧危機、エネルギー問題、感染症問題など、場合によっては行き過ぎた経済主義と相まって、単に農業現場の減減活動などでは解決できない、社会的、経済的な課題が出てきました。単に農業現場や食品事業者の衛生管理だけではない、グローバル社会であるが故のリスクや危機を明確に認識し、問題を分析した上で、確実にそれらのリスクに対応する管理体制が必要となってきました。そのような組織の運営、それらを支える地域や社会の対応も考えなければならないということです。農業で言えば、これまでの「農産物の質」から「農業の質」が問われる時代になったということです。

これらが、21世紀になってGAPという概念が出てきた最大の理由と考えて良いと思います。そういう意味でGAPは21世紀の課題です。20世紀の最後に、理念として、また政策で対応を考えてきた「GAP：適正農業管理」という農業の事実上の規制制度ですが、21世紀には、GFSI（世界食品安全団体）などがビジネスの要求事項、つまり当り前のこととして、農場認証を農業経営の事実上の要件にしようとしています。

# 日本の農業情勢とGAP概念



2014年度 GAP セミナー『GLOBALG.A.P.認証の学習と実践』での講演記録

## —21世紀における農業の現状(課題)と国際標準としてのGLOBALG.A.P.の実践— (その2) オリンピックの食品調達には国際規格の認証が必要

### 1. 北京オリンピックでのGAP戦略

中国政府は、水や食品に関して、中国が世界の人々から安全・安心の信頼を獲得するためには、輸出する商品の事故を少なくすることが大切だと考えたようです。そして、それは北京オリンピックで使う食品でも同じだということです。

私はGAPの問題で、これまでに4回ほど中国を訪問し、農業振興の大会に出たり、ChinaGAPの事務局であるCNCA(中国国家認証認可監督管理委員会)と交渉を繰り返したりしました。

2006年1月に人民大会堂で開催された「中国農経産業サミット」の参加者が3日間の会議を終えた時の記念撮影の最前列の左から3番目には私が写っています。

サミットのテーマは、①農業産業化の現状と発展方向(政府農業部の説明など)、②2008年北京オリンピックと食品安全(ChinaGAP認証によるオリンピック食材の提供など)、③農村と都市の経済発展および未来(北京オリンピック後の農村発展など)でした。中国全土から各地方の代表者が集まって、様々な議論を重ねていました。

中国の3カ年の中期計画を開始する年であり、また、北京オリンピック開催の3年前にあたる年でもありました。私は、このタイミングに中国政府がオリンピック開催を契機にGAPの推進を行うということは大変効果的な政策だと思いました。中国で初めての北京オリンピックは、中国の力を世界に見せつける最大の機会であり、その際に課題であった中国の「食の不信」を払拭できたら、これほど良いことはありません。食の安全性確保につながる世界基準の「GAP」とトレーサビリティ

イ」で世界の信頼を獲得する、そのために北京オリンピックで選手やお客様に提供する食の原材料は全てバーコードかRFIDを使い、インターネットを使った集中管理のトレーサビリティ・システムにするということでした。また、原材料から調理品まで全ての食品は、食品安全の国際標準で検査・認証するということでした。

## 2. 北京オリンピックではGAPも国際標準

北京オリンピックの食品安全専門委員会委員の李士靖氏によれば、「生産者は零細農家なので、安全性をコントロールできない」。また、「市場では、違法、偽造、成り済ましなどが横行し、不良品や有毒食品が、何度取り締まっても絶えない」。したがって、安全性を確保しなければならない「オリンピック用の食品は、産業化・近代化された許可を受けた業者だけで、農場から食卓までのサプライチェーンをつくる」ということでした。そのために、「食品の安全は、その源から監視する必要がある」、それを「政府主導の下に市場運営を融合する」。具体的には、ChinaGAPとChinaHACCPによる認証・許可制と、政府の検査機関による全食品の検査システムを導入するということでした。

この食品安全体制で国際的な評価を得るために、CNCAは、2006年にGLOBALG.A.P.(当時はEUREPGAP)の事務局に、ChinaGAPのGLOBALG.A.P.同等性の審査を申し込んでいました。

当時、私が運営していましたJGAP認証制度も、中国と同じく2006年にGLOBALG.A.P.同等性の審査を申し込んでいました。私どもの場合は、2007年にJGAP青果物のAMC(規準のみ)による暫定的な同等性認証を取得しました。ところが、中国のCNCAがGLOBALG.A.P.同等性を取得したのは2009年になってからでした。しかも、同等性を取得できたのは青果物だけで、穀物や畜産物は同等性認証になりませんでした。いずれにしても、中国は最大の目標であった北京オリンピックの食品提供で、世界標準としてのChinaGAPが実現できなかったのです。

## 3. ロンドンオリンピックは21世紀課題解決

北京大会の次のロンドンオリンピックでは、LOCOG(ロンドンオリンピック・パラリンピック組織委員会)の「サステナビリティ(持続可能性)への取組み」が確立されました。大会の招致活動から準備段階、大会の実施、そして実施の後に残るもの(レガシー:オリンピック遺産)に至るまでの全ての段階で「持続可能性」の取組みを実践した世界で最初のオリンピック・パラリンピック大会でした。

食材の調達・供給についても「持続可能性」の戦略が展開され、効果をあげました。はじめに、ロンドンオリンピックの開催7年前の2005年に「限りある地球資源の中で行う10原則」を打ち出しています。二酸化炭素排出ゼロ、直接ゴミ廃棄ゼロ、移動による環境負荷の軽減、土地資源の活用、地産地消と持続可能な食品、持続可能な水の利用、健康で幸せな生活などです。開催6年前の2006年には、「ロンドン2012持続可能性の方針」を発表しています。こちらは、持続可能性のために必要な、1)気候変動、2)廃棄物、3)生物多様性、4)インクルージョン(社会的一体性)、5)健康な生活、の5つの基本課題です。これらは正に、先進諸国が日ごろから率先して取り組まなければならない持続可能な発展のための社会的課題です。

## 4. ロンドンオリンピックの「持続可能性」が世界の模範に

ロンドンオリンピックの持続可能な食品戦略では、『ホスト国が提供する「食」は、農場から食卓まで、安全で持続可能なシステム管理が保証されなければならない』ということでした。それが叶わなければ、開催都市(国)の農業や漁業および食に関する業界全体が、世界の信頼を失うことにな



るでしょう。

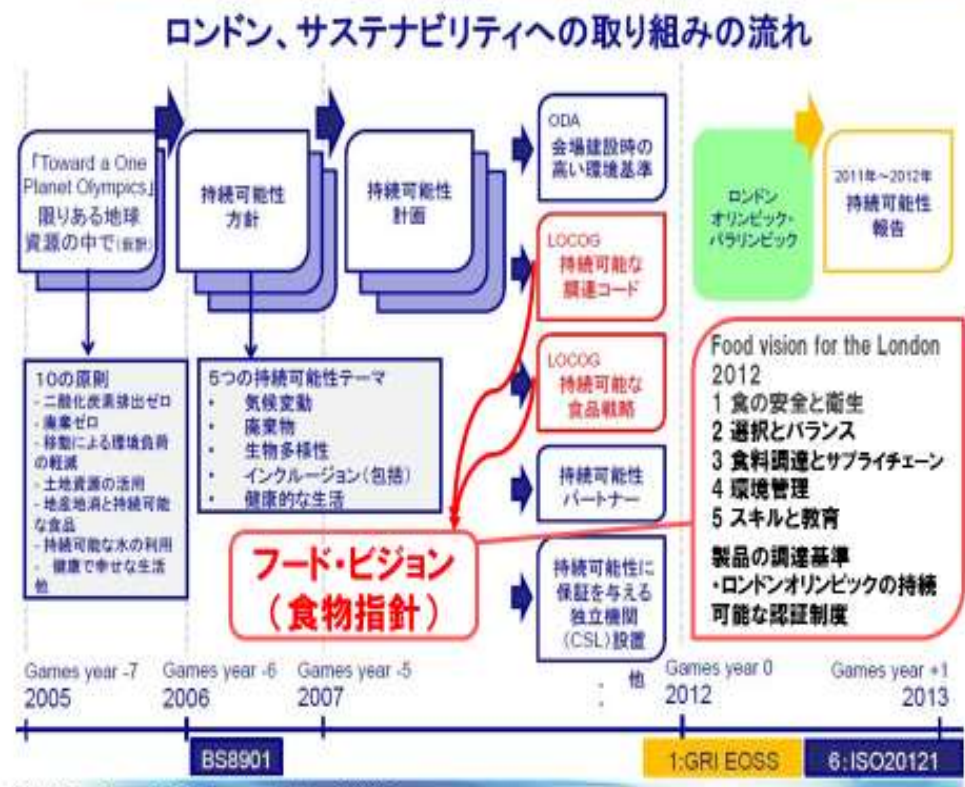
北京のオリンピック大会では、政府主導による認証・許可制ならびに食品安全の国際標準システムを導入することが中心でしたが、ロンドン大会では、「イベント持続可能性マネジメントシステム」規格（基準）として、2007年に英国規格「BS 8901」が開発され、オリンピックに関係するあらゆる企業・団体にBS 8901の実践と認証を求めたということです。BS 8901はその後、国際規格ISO 20121（イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム）となって世界の様々な団体が認証を取得しています。

## 5. 食品調達基準はすべて国際規格で

LOCOGの「持続可能な食品戦略」では、「フードビジョン（食物指針）」を発表しています。ここで、「食品の衛生管理基準とトレーサビリティ手順」、「健康的で栄養価の高いオプション提供」、「環境・倫理と動物福祉の基準に関する供給」、「直接ごみゼロ」、「70%リサイクル」、「持続可能なケータリング学習モジュールの定式化」などを公約しています。

この公約を守るためには、オリンピックの食に関わる全ての関係者が、「農場から食卓まで」の全ての取扱いで適正な管理を行い、その確認が可能でなければなりません。そのためには、GAP（第一次生産物）、GMP（食品の生産・加工・取扱い）等のシステム認

## ロンドン以降は持続可能性が標準に



(c)2014 Caux Round Table Japan 田上一部加筆

証とトレーサビリティの保証が必要です。LOCOGは、製品調達基準を規定して、それが可能な取扱い事業者の要件として認証スキームを限定しています。そして、それらの調達先に対して農場認証制度の認証取得を条件付けています。LOCOGのフードビジョンで承認されたGAP農場認証制度は、次の①から⑤までの国際標準規格です。

### ① Red Tractor Assured

イギリス農民組合が運営する国産農産物の栽培・飼養から流通・加工・包装、販売までの一連の過程を高い管理基準で保証する表示制度で、食品の安全性だけでなく、農村景観を含めた環境保全やアニマル・ウェルフェア（動物福祉）などに関する高い管理基準を満たしていることを保証するシステムです。

## ② LEAF Marque certified

オーガニックに近い高いレベルの農場認証規準で、イギリスの最高級の食品スーパーといわれているウェイトローズなどで採用されている国際的な農場認証制度です。

## ③ GLOBALG.A.P.認証または同等基準の認証

EUの小売業界が始めたGAP農場認証制度(EUREPGAP)で、環境保全を柱とする持続可能な農業管理に、更に食品取扱いの衛生基準(HACCPの考え方)を加えた認証制度です。世界中に数多くあるGAP認証制度のうち、25の制度に対して同等性の認証をしており、Red Tractor Assuredの青果物(果実、野菜)は、完全な種類の同等性認証を取得しています。

## ④ MSC 認証

MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)では、海の自然や資源を守って獲られた持続可能な水産物(シーフード)を認証し、エコラベルをつける取組みをしています。

## ⑤ ASC 認証

ASC(Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)が、養殖による水産物を、持続可能な水産物(シーフード)として認証する養殖版「海のエコラベル」の認証制度です。

## 6. 東京オリンピックでは最低でも GLOBALG.A.P.認証か?

世界的イベントの開催では「持続可能性」への取組みが、今や常識になっています。東京オリンピック招致委員会がIOCに提出した「立候補ファイル」の中でも、『大会の全てにおいて「持続可能なレガシー」の社会全体への浸透に努め、国際規格 ISO 20121 に基づいて持続可能な社会、環境、経済の実現に向けた取組みを進める』と記述しています。

ですから、東京オリンピックを成功させるためには、農産物、畜産物、水産物に対して最低でもGLOBALG.A.P.認証やMSC認証などの国際認証を普及させ、認証された食材を調達できるようにし、それをレガシーとして残す必要があります。それができなければ、日本の農業と漁業は、世界の信頼を失うでしょう。

## 7. GAP がオリンピック・レガシー (農業遺産)

私は、日本における農業・畜産業と水産業の持続可能性を追求することは、政策さえ適切に行われれば、今後5年間で実現できると考えています。東京オリンピックをGAP普及のチャンスと見るのです。1964年の東京オリンピックの開催では、社会インフラの整備を図り、社会全体の発展を図ることがオリンピック・レガシーになりました。今回の東京オリンピック・パラリンピックでは、持続可能性を重視し、「農業実践の見直しと環境への汚染の排除」と「地域間格差の是正(地方創生)」が、オリンピック・レガシーになると考えられます。

東京オリンピックは日本の農産物で「おもてなし」をする。これが出来なかつたら大変なことです。そのためにすべきことは、GAPの教育と農場評価が必要です。まずは、GH評価システムに取り組みましょう。やれば大きな1歩を踏み出すことになります。中期的には、2020年までには、それぞれの産地でGLOBALG.A.P.認証を取得し、そして長期的には、そのオリンピック・レガシー(オリンピックのために実践し身についた健全な農場管理)というものを他の産地にも波及させ、日本農業の日常に定着させて行くことです。こういうことができれば、GAPというものが、単に差別化の認証であるとか、商売の道具だということではなく、本来農業のあり方として定着させることになります。まさに21世紀の人類が抱えている農業・環境における課題の解決策なのです。

## 株式会社 Citrus の農場経営実践（連載 15 回）



### ～第3のみかん出荷形態をレポート～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事  
元和歌山県農業大学校長（農学博士）  
株式会社 Citrus 代表取締役佐々木茂明

みかんの進物シーズンに入った昨年 12 月、カタログ販売の受注に対応している株式会社サンライズみかんの会（有田郡湯浅町吉川 1247 番地 電話 0737-65-0011）を尋ねた。この会社は、筆者の経営する農業生産法人への法人出資者である。2003 年に設立され、第3のみかん出荷形態を採っている。その特徴は、一般的な市場流通ではなく、直接小売店と取引をする販売である。みかんの販売価格が低迷しているなか、生産価格は高騰の一途であることから、販売方法の合理化で農家手取りを高めようというポリシーで運営されている。

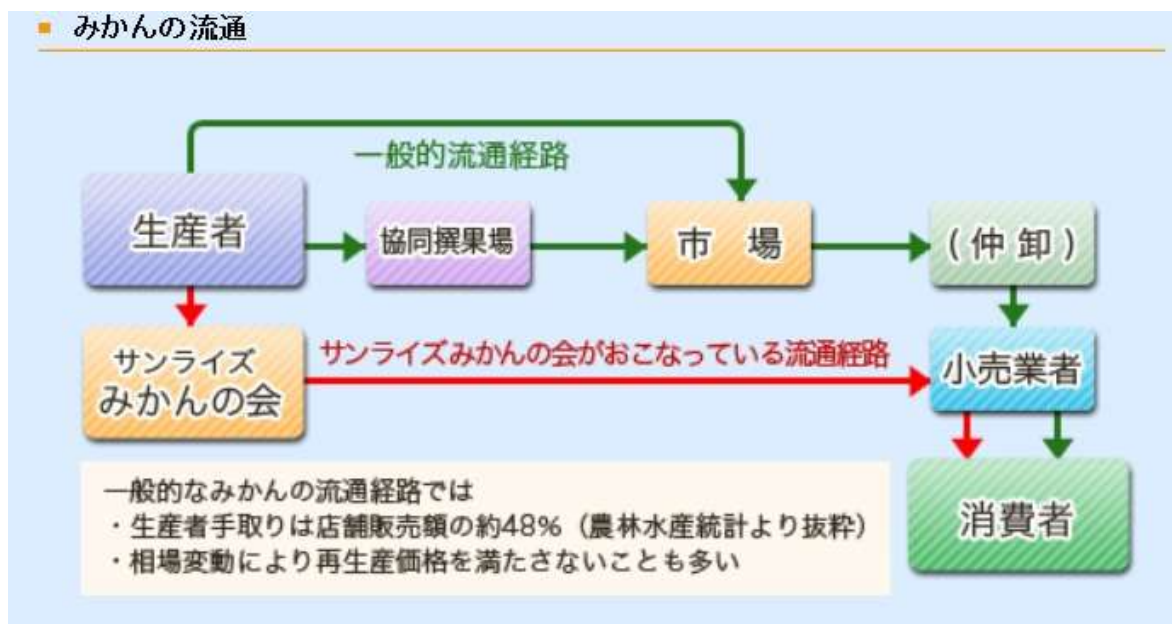


図1 サンライズみかんの会の販売経路

生産者が直接みかんを販売する経路には、（1）JA が関与する 13 ある共選場への出荷、（2）商系と呼ばれる柑橘商業販売組合に属する 9 社ある商売人への販売、（3）農家が出荷組合を組織しての市場への出荷、そして（4）屋号を銘柄とする個人出荷の 4 種類がある。

しかし、サンライズみかんの会の販売方法は、産地における市場内仲卸的な販売形式を採り、スーパーや果物店へ、そのままディスプレイできる包装形態での受注を受けて、包装して出荷したり、また、ネット販売やカタログ販売に対応したりして、その個々の商品形態毎に生産者に清算金を支払っている。そのため、出荷のタイミングと品質が伴えば、有利に取り扱ってもらえるということで、生産者は喜んでいる。

一方で、20 戸余りの個人出荷している専業農家と一緒に、連携した産地直送グループを構成し、





図2 スーパーからの受注による袋詰め



図3 カタログ販売の発送準備



大手のカタログ販売会社と提携して、有田みかんの産地直送システムを実現している。

この会社の組織構成は、出荷している一般的な会員農家数は百数十戸あり、生産量 100 トン規模の農家から 20kg コンテナで数杯の小規模出荷をしてくる農家までである。その出荷理由は、(1) 決まりが厳しい農協等の選果場に対応できないとか、(2) 個人販売するには規模が小さく販売力をもっていないとか、(3) 共選が扱わない品目や品種を栽培しているなどという農家から持ち込まれる。著者の経営する会社のみかんは 100%ここに出荷し、この会社の生産部門を担う大口農家として存在している。

先に述べた第 3 の出荷形態とは、個人ではロット対応が出来ないために相手にしてもらえない大手スーパーとの取引を、産地にいながら実現し、今までの組織や個人による販売方法では不可能だった取引の支援機動的な働きをしていると言える。この販売方法により、小規模でもみかん園を放棄することなく栽培を継続していける農家が多数いることも事実である。私たちににとっては誠に有難い組織である。

図4 スーパーの進物用パッケージ

## 【連載】GAP 指導者養成講座の現場から

### —GLOBALG.A.P.認証制度の仕組みは？—

株式会社 AGIC 代表取締役 田上隆一

<質問> 最近、GLOBALG.A.P.認証の取得に係る農業者からの質問が何件か来ています。認証制度の大まかな仕組みとして、次のように理解しているのですが、誤り等がありましたら指摘してください。よろしくお願ひします。

.....



1 <受審までに農家が準備するもの>

- ・チェックリスト
- ・チェックリストの検査員
- ・チェック体制の監査員
- ・上記を規定する審査規則

以上でよろしいでしょうか？

2 <認証取得のスキーム（枠組み）>

- ①農家が認証会社と受審契約
- ②認証会社が審査
- ③審査にパスしたら認証会社がレターを作成→認証会社が対応
- ④農家はレターを GLOBALG.A.P.に提出して証書を取得 → GLOBALG.A.P.事務局が対応  
審査の枠組みとしては、公安委員会が指定する自動車学校の卒業者が、免許取得の際の実技試験を免除されるのと同様の仕組みと理解しています。

<回答> 質問に沿って GLOBALG.A.P.認証のオプション2（団体認証）を前提にして回答します。

1 <受審までに農家が準備するもの>

まず、1の以下の4つについて整理して回答します。

- ・チェックリスト
- ・チェックリストの検査員
- ・チェック体制の監査員
- ・上記を規定する規則

オプション2（団体認証）は、部会や生産団体などが一つの管理体制の下で生産活動が運営されている場合に、その管理体制そのもの、管理している事務局業務、および個々の農場の営農実態が GLOBALG.A.P.の基準を満たしているかどうかを審査して認証するものです。

オプション2では、原則として事務局がオプション2で認証に必要な体制や書類等を準備します。

#### （1）認証の規則（一般規則：General Regulation I、II）

一般規則 I には、認証の種類、登録手順、認証プロセス、商標とロゴの使用規則などについて書かれています。認証を受けるにあたって、また認証されたあとの順守事項などについて規定されています。一般規則 II には、オプション2における団体に対する要求事項、検査員や監査員の要件などが規定されています。オプション2の認証を受ける団体は一般規則を良く読んでおく必要があります。

#### （2）農場のチェックリスト

GLOBALG.A.P.では、農場が遵守すべき内容が、管理点と適合規準（CPCC：Control Point Compliance Criteria）に記載されており、その内容が表形式に編集されたものがチェックリストです。事務局は、農場の管理実態が GLOBALG.A.P.の CPCC に適合しているかどうか内部検査をする必要がありますので、ここでチェックリストが必要となります。CPCCの文言は、世界中のどの地域、どの組織でも適用できるように汎用的な表現になっていますので、内部検査で使用する際には、項目の意味が変わらない範囲で部会等に則した表現に修正して内部検査用のチェックリストとして用意すると良いでしょう。

### (3) QMS チェックリスト

一般規則Ⅱに規定された管理体制および事務局業務が遵守すべき内容を表形式に編集したものが QMS チェックリストです。こちらも項目の意味が変わらない範囲で部会等に則した表現に修正してから事務局の内部監査用チェックリストとして用意することができます。

### (4) 検査員・監査員

農場の内部チェックを行う人を検査員、事務局の内部チェックを行う人を監査員といいます。検査員、監査員の要件は、一般規則Ⅱに規定されています。

## 2 < 認証取得スキーム (枠組み) >

2について、以下に、項目ごとに回答します。

### ① 農家が認証会社と受審契約

⇒ オプション2では、事務局が申請し、団体と認証会社 (CB) との間で契約を締結します。

### ② 認証会社 (CB) が審査

⇒ 認証会社から受審者 (団体) に審査レポートが届きます。事務局審査や農場審査において不適合があれば、不適合事項の改善を是正し、是正結果を証明する報告書を CB に送ります。CB は、報告書により是正の妥当性を検証して、適合とするかどうかを判断します。(不適合の内容によっては、現地での再審査が発生する可能性もあります。)

### ③ 認証検査・監査にパスしたら、認証会社がレターを作成します。→ 認証会社が対応

ここでいうレターは、審査レポートのようですが、

⇒ CB は、自社の判断に基づいて認証情報を出しますが、その行為は AB (認定機関) の指導の下で行います。→ (GLOBALGA.P.は、認証に関しては何も対応しません。)

### ④ 農家は、このレターを GLOBALGA.P.に提出して証書を取得

⇒ GLOBALGA.P.は、審査にも認証にも、認証書発行にも、一切かわりません。

\* CB から認証取得者の情報をもらうだけです。GLOBALGA.P.は、認証スキームのオーナーですから、CB とは何らかの関係を持つてはいけないのです。

\* CB の第三者としての独立性を保証するのは、AB です。

\* 農水省の有機 JAS (オーナーは農水省) や民間の JGAP 認証 (オーナーは JGAP 協会) では、オーナーが CB (認証・審査会社) を認定するという点で、オーナーと CB とが密接な関係をもっていますが、国際的な評価の高い GLOBALGA.P.認証は、スキームオーナーが CB (認証・審査会社) と特別な関係を持つことはありません。

※ 「公安委員会が指定する自動車学校の卒業者が、免許取得の際の実技試験を免除されるのと同様の仕組みでは、公安委員会が自動車学校を指定している (関係を持っている)」という点で、GLOBALGA.P.認証とは異なっています。

\* 国家権力は評価すべきものではなく、基本的には、監視をして、評価は司法に問うものです。

\* ISO の認定・認証に準じて農場評価を行っている GLOBALGA.P.認証制度は、ISO の各規格と同じく、全ての権力や利益から独立していることによって国際的な評価が得られています。

以上です。

## 【編集後記】

今回の GAP 普及ニュースは、「GAP シンポジウム」の準備などとぶつかり、3月に入ってから配信になってしまいました。シンポジウムの宣伝も兼ねて、もう少し早くお届けできたら良かったと、反省しています。

東京オリンピックを5年後に控えて、それまでに食材調達に必要な国際認証を普及し、それにより認証された農場をできるだけ増やし、そこで栽培した農産物を適正に流通させるシステムを構築することが必要になります。このオリンピック用食材の生産・流通システムの構築は、日本農産物の信頼性がかかった重要な事業であり、オリンピック後も「レガシー」として残せるものとして育てていく必要があります。そのためには、システム作りに日本の英知が集められるような場ができることが何よりも重要なことと思われま

す。昨年11月末の GAP セミナーでは、「GLOBALG.A.P.認証の学習と実践」というタイトルで、GLOBALG.A.P.認証について学びました。この内容の一部を前回1月号と今回の3月号で紹介しました。GAP セミナーではパワーポイントの資料でしたが、本誌では田上理事長の文章で紹介していますので、もう一度是非お読み下さい。また新たな気付きがあるかと思

います。巻頭言は、石谷理事に「安倍内閣の農政改革に期待すること」と題して、今国会で論議されている安倍政権の農政改革について書いていただきました。この機をチャンスと捉えて、日本農業をよみがえらせる大胆な改革を期待しています。

理事・事務局長の田上隆多氏の「ラオス GAP 紀行」の連載が始まりました。ラオスは有機農業を国として推進している自然豊かな国です。ラオスは、日本の本州位の面積に茨城県が2つ分の600万人余りが住んでいる人口小国です。出来立てのLaoGAPの実践に熱心に取り組んでいますので、これからのレポートを楽しみにして下さい。ちなみに、アセアンの国々の GAP は、国が中心となって進めている National GAP であり、認証は「二者認証」が中心になっています。

佐々木理事の会社の活動を記録した「株式会社 Citrus の農場経営実践」が連載15回を迎えました。今回は、生産者にとってとても便利な「第3のみかん出荷形態」について書いていただきました。元和歌山県の農業大学校の校長先生から一転、新しく一から始められた株式会社の経営の実践は臨場感があり、とても参考になると思います。GAP ニュースの長寿記事になっており、是非続けていただきたいと思っています。

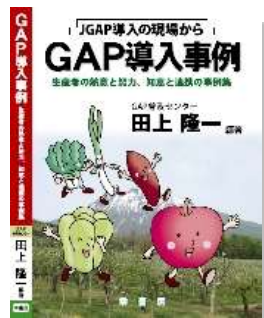
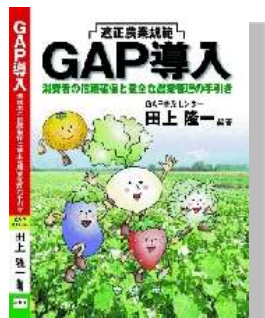
(食讚人)

### 【目指す GAP の理念】

適切な農業管理 (GAP) は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」(Japanese Code of Good Agricultural Practices) とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円 + 税)



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

「日本農業を救う GAP は？」



2009.3

「GAP 導入とそのあり方」



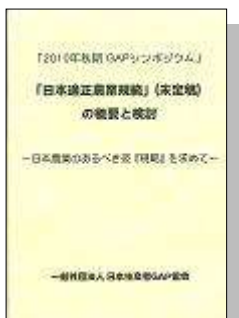
2009.8

「欧州の適正農業規範に学ぶ」



2010.4

「日本適正農業規範の概要と検討」



2010.10

「日本 GAP 規範と農場評価制度」



2011.10

「持続的農業のための GAP (適正農業管理)」



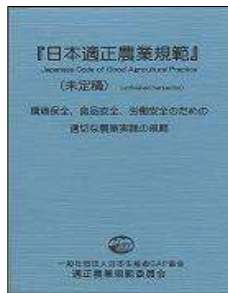
2013.2



『イングランド版適正農業規範』  
定価（本体 1,500 円税込）



『日本適正農業規範』（未定稿）  
定価（本体 1,500 円税込）



『日本GAP規範Ver.1.1』  
定価（本体 2,500 円）+税）  
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。  
1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1 口 30,000 円（1 口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

#### 《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局  
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402  
☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024  
E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

#### 《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/